

よむまっし

2010年3月31日
第10号

金沢大学教職員組合
医学系四分會
4bunkai@med.kanazawa-u.ac.jp
内線 2496 (外線265-2496)

組合に入り
ましよらい



医薬保健研究域長懇談会報告



昨年12月交渉を申し入れ、要求書を提出しておりました。これに対し、3月10日に医薬保健研究域長懇談会がもたれました。山本研究域長 中沼医学系長 関沢事務部長 山本総務課長 池森総務副課長 米林総務係長 渡辺人事係長が出席。組合からは執行委員長はじめ執行委員、書記の7名が参加しました。概要を報告します。

自己紹介の後各項目ごとの回答があった。

1. 任期制を廃止すること。現職教員に任期付き任用への同意を強制しないこと。任期の再任審査の結果について情報公開をすること。他に、任期に関する規則に変更があった場合は、規定に従い遅滞なく、あらかじめ公表すること。

当局 任期制は教員を活性化し、モチベーションを高める。大学の制度全体を見ると任期制は捨てられない。全教員に同意を強制することはない。意思を尊重し同意を得たところだけ実施している。

組合 再任審査の基準が不明確なため、恣意的に行われる可能性がある。再任不可となった場合、その再任審査を検証することができるように、審査過程を明らかにする事を求める。

当局 情報公開については個人情報の問題もあるが、どのようなことか。規則は変更のつど知らせている。

組合 がん研では平成19年4月1日から20年の3月31日に採用された助教は再任1回限りと変更された。そして、平成20年4月1日の規定では1回限りは削除され再任可に変わっていた。確認してほしい。内部の教員には変更の理由も含めて説明すべきではないか。上記の1年間に採用された助教は再任1回限りで、それ以降に採用された助教は再任可であれば、それは労基法違反にならないか？

当局 何で確認したのか。

組合 金沢大学の任期に関する規定です。その1年間に採用された助教は現在でも再任1回限りなのか、調べて後で知らせてほしい。

当局 がん研の教授会でどのように議論されたのか調べて返答する。

当局 現職教員に任期をつけるには本人の同意が必要であり、強制することはない。現在は、応募の時点で同意されていると考える。

組合 任期制そのものを廃止してほしい。廃止の方向に持って行ってほしい。任期制は教育の場にはデメリットであり、研究の場でも不安要因である。

組合 任期制導入して7年経ったが、果たしてどれだけ効果があったか。書類を提出すれば再任してくれるといわれた。その様なものであるなら実施しなくても良いのではないか。

当局 刺激になり、普及していい風が変わっている。医学系では更新されなかった人はいない。

組合 教員評価とかいろいろな刺激がいっぱいある。任期制でなければならないのか。

2. 調整額を付けるべき教員には必ず付けること、および現在付いている調整額を外さないこと。

当局 毎月調査を行い、実績に基づき支給している。

組合 現状では院を持つていなければつかない。業務が増え忙しい学部教育をしている人にもつけてほしい。つけるべき教員とは学部教育をしている人という意味だ。

3. ハラスメントを防止すること。

当局 難しい問題だ。初期研修できっちり説明教育をしている。定期開催をしている。HP、インターネットでも情報提供している。それでも起きているが初期解決が原則だ。相談しやすい人が窓口になることも大事だと思う。

組合 今までの事例やどう解決したかなどHPに公開してほしい。

当局 なかなか具体的な事例はあげれない。文科省の事例は出されている。HPの充実ということで聞いておく。

組合 初期解決ができなかった被害者へのケアは大学としてどう対応しているか。ケアする体制が整備されているとは言いがたい。

当局 相談→認定→大学と部局と力を合わせて措置をしている。

組合 部局での対応が困難な場合には大学として対応してほしい。

当局 意見があったということで本部に伝えておく。

4. 3年任期制のフルタイム職員の3年制限を廃止すること。常勤を希望する非常勤職員を常勤職員にすること。

組合 3年任期は医学部にいるが、人材を育てるためにも大学のためにもせめて医療技術職員並みに5年にできないか。

当局 非常勤の待遇改善として正規への登用試験を行っている。H18年度から全国でも早かったはず。3年任期に対しては部局で決められることではない。

医療技術職員については5年に延ばした。フルタイムの非常勤はおかない方針。プロジェクトや外部資金で年数が決められた人については技術職員はいます。

組合 常勤と非常勤、職務内容が違うということがあるが、同じ資格を持つ技術職員だ。3年任期、5年任期と違うのはいかがかと思う。

当局 労働契約上は3年雇用だ。部局で決められることではない。

5. パートタイム職員への一時金を支給すること。現場での経験年数に応じて時給を引き上げること。

当局 できれば良いと思うが制度上の問題だ。

組合 経験年数に応じて時給が上げるのは働く意欲につながる。現場からの声も多い

組合 他大学では期末手当としてパート職員に一時的に一律50000円を支給し、組合との交渉で来年度以降についても、前向きに検討すると回答しているところもある。

6. 教職員の子育てに重要な役割を果たしているつくしんぼ保育園の充実に便宜を図ること。

当局 具体的にはどういうことか。

組合 行事のときの駐車料金を無料にするとか便宜を図ってほしい。

当局 検討します。

組合 つくしんぼの周辺で教職員が喫煙される。注意書きを出す等の対応をしてほしい。

当局 保育園の近くで吸うのはどうかと思う。注意喚起は出せる。

組合 その他として、教育棟地階に昼の部屋がある。そこは休憩室などに使うことができるか。

当局 鍵は総務にある。職員の厚生に使用する場合は総務に言ってほしい。使えるようにする。

以上

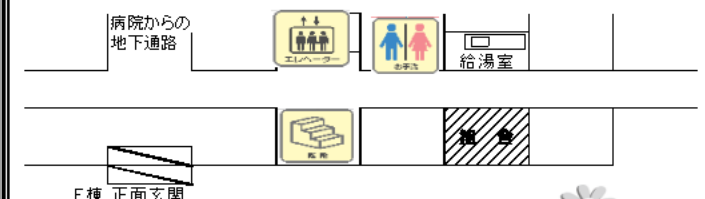


組合にご加入下さい。

働きがいのある誇れる良い大学にするためには、一人でも多くの教職員が組合に加わることです。一人では解決されないことでも組合でひとつの大きな力となり、前に進むことができます。私一人が入らなくても…ではなくあなたが加入することが“力”になります。あなたの参加をお待ちしております。

加入申し込みお問い合わせは

組合事務所 電話直通262-6009 (FAX同)、
角間内線2105



E-mail kanazawa@ku-union.org
tabuse@ku-union.org

